

(仮訳)

2008年4月16日

バーゼル銀行監督委員会が銀行システムの強靱性強化のための対策を公表

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」という。）は本日、金融ショックに対する銀行システムの強靱性強化のため、以下のような一連の対策を公表する。

- バーゼル II の枠組みの様々な側面を強化する。例えば、複雑なストラクチャード・クレジット商品（structured credit products）、資産担保コマーシャル・ペーパー（ABCP）導管体（conduits）に対する流動性補完、及びトレーディング勘定におけるエクスポージャーについての自己資本比率規制上の取扱いが含まれる。同時に、バーゼル委は、バーゼル II の枠組みが迅速に実施されることが重要と考える。それは、バーゼル II が、今回の金融市場における危機によって明らかになった幾つもの問題点に対処する上での助けとなるからである。
- 流動性リスクの管理及び監督のための健全な実務（サウンド・プラクティス）に係るグローバル標準（健全性基準）を強化する。バーゼル委は、数ヶ月以内にその内容を市中協議に付す。
- 銀行のリスク管理実務及び当局による監督を強化するための取組みを開始する。とりわけ、ストレス・テスト、オフバランスシート管理、そして価格評価実務について、そうした取組みを行う。
- 情報開示や価格評価実務の向上を通じて、市場規律を高める。

これらの対応は、銀行の長期的な強靱性としっかりとした監督を促進するような形で行われる。その一方で、現在、市場ではリスクの再評価やレバレッジの解消プロセスが継続しているため、潜在的な当面の悪影響を回避することにも留意する。バーゼル委の施策はまた、先頃 G7 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告書を提出した、金融安定化フォーラムの「市場と制度の強靱性に関する作業部会」を支援するものでもある。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「強靱な銀行システムは、健全な金融市場と経済成長の要である。監督当局は次なる危機

を予見することはできない。しかし、最近の事象から得た教訓を今後を活かし、ショックの源泉がどのようなものであれ、それに耐えることができる強靱な銀行システムの構築を促すことは可能である。銀行の強靱性の核を成すのは、強固な自己資本のクッション、頑健な流動性バッファー、厳格なリスク管理と監督、及び透明性の確保を通じたより良い市場規律である。」と述べた。

バーゼル II の枠組み

バーゼル II の枠組みは、信用仲介プロセスがますます市場ベースで行なわれるようになっていく中で、銀行が直面しているリスクをよりの確に反映するものである。バーゼル委がその実施の重要性を改めて強調するのは、そのためである。バーゼル II は、バーゼル委のメンバー国及びその他の世界各国で現在、適用が開始されつつある。

今回の市場の混乱は、バーゼル II の枠組みの一部を更に強化していく上で参考となる重要な教訓を既に提供している。バーゼル委は、銀行が十分な自己資本を確保することを助け、簿外（オフバランスシート）のエクスポージャーをより効果的に捕捉し、また規制資本に対するインセンティブを改善するために、幾つもの措置を導入する。

特に、いわゆる「再証券化商品」（ABS を原資産とする CDO）など、最近の市場の混乱に際して大半の損失の源となった、ある種の複雑なストラクチャー・クレジット商品に対する所要自己資本を引き上げるため、バーゼル II の枠組みを見直す。また、ABCP 導管体など、バランスシートに計上されない主体に対する流動性補完に係る自己資本比率規制上の取扱いも強化する。詳細な提案は本年中に公表する。

バーゼル委は、トレーディング勘定への所要自己資本を強化する。近年、グローバルに活動する銀行のトレーディング資産は、年率 2 桁の拡大を続け、銀行資産の過半をトレーディング資産が占めている例も見られる。同様に、トレーディング勘定に保有されている複雑で流動性の低いクレジット関連商品の割合も急速に拡大している。トレーディング勘定でのリスクに対する所要自己資本をバリュー・アット・リスクに基づいて算定する現行の取扱いでは、そのようなエクスポージャーの多くに影響を与え得る異例のイベントを把握できない。したがってバーゼル委は、IOSCO（証券監督者国際機構）と協力の上、既に提案した「追加的デフォルト・リスク」のガイドラインの対象を拡大し、トレーディング勘定における他の潜在的なイベント・リスクをも含めることとする。このイベント・リスクに対する自己資本賦課が導入されるまで（2010 年を予定）

の間、トレーディング勘定に保有される複雑な証券化商品に対しては暫定的なルールが適用される。バーゼル委は、このイベント・リスクに係る提案を本年中に市中協議に付すことを予定しており、加えて定量的影響度調査をも実施する。

バーゼル委は、バーゼル II の枠組みの下での最低所要自己資本及び自己資本バッファを、信用サイクルの一循環を通してモニタリングする。その分析の結果、自己資本のクッションに何らかの不足が認められた場合には、バーゼル II が、銀行の進化する複雑なリスク特性に対応して健全な自己資本の枠組みを提供するよう、適切な措置を採る。

リスク管理実務

今回の市場の混乱は、銀行のリスク管理に重大な弱点があることを明らかにした。バーゼル II の第 2 の柱（監督上の検証プロセス）は、監督当局に対し、銀行のリスク管理及び内部資本管理プロセスを評価するための追加的な手段を提供している。バーゼル委は、リスク管理と監督の実務を強化するため、第 2 の柱の幾つかの分野についてガイダンスを公表する。このガイダンスでは、グループ全体のリスク管理、銀行のストレス・テストの実務と資本計画プロセス、簿外エクスポージャーとそれに関連した評判リスク（レピュテーション・リスク）の管理、証券化業務に関するリスク管理実務、及び銀行の価格評価実務に対する監督上の検証などが取り上げられる。

銀行の流動性管理の強化

銀行は、長期にわたる金融市場のストレスと流動性逼迫に耐えるため、堅固な流動性クッションを保持する必要がある。バーゼル委は、本年 7 月に流動性リスクの管理と監督の健全な実務に関するグローバル標準の案を公表し、市中協議に付すこととしている。ここでは、銀行部門で見られる問題点の多くが取り上げられる予定である。具体的には、ストレス・テストの実務、資金繰りに係るコンティンジェンシー・プラン、オンバランス及びオフバランス業務の管理、並びに偶発コミットメントの管理が対象となる。バーゼル委は、銀行がこれらの基本原則を遵守することを確保するため、監督当局が厳格なフォローアップを行うよう調整を行っていく。

また、金融市場のストレスに対するクロスボーダー銀行の強靱性を強化するための施策の一つとして、国境を越えて活動する銀行に対するグローバルな流動性規制及び監督をより統合的なものとする必要性を検証する作業を立ち上げ

た。

情報開示（ディスクロージャー）と価格評価実務の改善

複雑な金融商品に関して銀行の透明性と価格評価実務に弱点があったことは、流動性の低いストラクチャード・クレジット商品へのエクスポージャーの集中を加速させ、銀行部門に対する信認を低下させる一因となった。バーゼル委は、この分野における業界の実務の向上を促すため、具体的な対応を採る。

情報開示（ディスクロージャー）

バーゼル委は、複雑な証券化エクスポージャー、ABCP 導管体及びバランスシートに計上されない主体への支援に関する情報開示の向上を促進する。情報開示はバーゼル II の枠組みの重要な要素であり、第3の柱（市場規律）によって、情報開示の向上を実現する上での必要な手立てが与えられている。例えば、情報開示は、銀行がバーゼル II の下で先進的手法を用いることが認められるための前提条件となっている。バーゼル委は、この分野における更なるガイダンスを 2009 年までに公表する。

価格評価実務

銀行の価格評価実務及びそれに関連する情報開示についての弱点は、市場の混乱を増幅する一因となった。その問題点の中には、バーゼル委が 2007 年に実施した価格評価実務に関するレビューで明らかになったものもある。また、バーゼル委は、監督当局が銀行の価格評価プロセスの厳格さを検証し、この分野における銀行のリスク管理の向上を促すために用いることができるガイダンスを作成する。この作業は、トレーディング勘定及び公正価値オプションに関する既存のガイダンスや業界のベスト・プラクティスに依拠して行う。

バーゼル委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、及び米国の代表で構成されている。